

広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十六号

広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県公有財産管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「行政財産の使用（第二十四条―第二十八条）」を「行政財産の使用等（第二十四条―第二十八条の二）」に改める。

第十条第五号及び第六号中「普通財産」を「行政財産又は普通財産」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（行政財産の貸付け及び地上権又は地役権の設定）

第二十八条の二 行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合には、次節（行政財産である土地に地上権又は地役権を設定する場合には）にあつては、第二十九条を除く。）の規定を準用する。

第二十九条第一項中「普通財産の貸付け」を「普通財産の貸付期間」に改め、「を超えないもの」を削り、同項第二号中「第二十四条」を「第二十三条」に、「二十年」を「五十年未満」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十年以下」に改め、同項第四号中「二十年」を「二十年以下」に改め、同項第五号中「十年」を「十年以下」に改め、同項第六号中「五年」を「五年以下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。